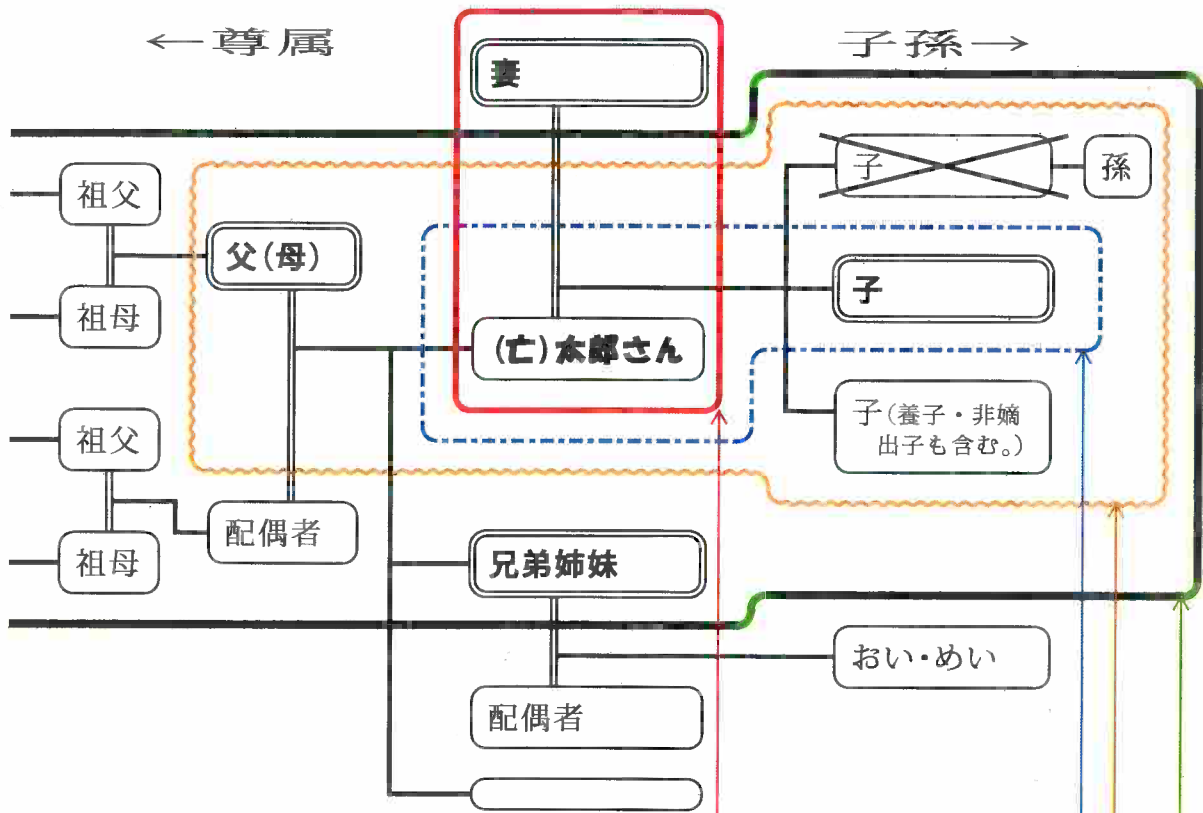


① 相続放棄手続に必要な戸籍の範囲

(以下の説明は原則です。実際に戸籍を拝見しないと、必要な範囲が分からない場合があります。そのときは戸籍の追加提出をお願いすることになりますが、ご了承ください。)



◎相続放棄する人が **妻** の場合 **この範囲の戸籍が必要です。**

◎相続放棄する人が **子** の場合 **この範囲の戸籍が必要です。**
(子=第1順位の相続人といいます。)

◎相続放棄する人が **父(母)** の場合 **この範囲の戸籍が必要です。**
(父母(祖父母)=第2順位の相続人といいます。)

子がすべて相続放棄したとき又は子がないときは、父母が相続人になります。したがって、父母が相続放棄するためには、子の存在をすべて調べて、子が全員相続放棄をしているかどうかを確認しなければなりません。
子の存在をすべて調べるためには、太郎さんが**生まれてから死亡するまでの連続した戸籍(※)**をすべて取らないといけません。

生まれてから死亡するまでの連続した戸籍(※)とは？
→②「**戸籍のたどり方**」参照 (戸籍の入手方法は市区町村役場で確認してください。)

◎相続放棄する人が **兄弟姉妹** の場合 **この範囲の戸籍が必要です。**
(兄弟姉妹=第3順位の相続人といいます。)

子・父母ともに相続放棄又は死亡しているときは、生きている祖父母(尊属)が相続人になります。
生きている尊属がいなければ兄弟姉妹が相続人になります。
したがって、兄弟姉妹が相続放棄するためには、上記の戸籍(※)のほかに、尊属がすべて死亡していることが分かる戸籍を取る必要があります。ただし、生存していると仮定して90歳以上の方から更に遡った尊属の戸籍は、提出不要の扱いとしています。